

●香川県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年6月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市十川西町字西下358番3地 先から	前	12.1~13.5	17	交通安全施設整備 事業による横断歩 道橋設置
高松市十川西町字西下409番3地 先まで	後	19.3~22.7	17	